

令和8年3月23日開催

## 石狩市教育委員会会議（3月定例会）資料

### <議案>

議案第1号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について・・・P 1

議案第2号 石狩市教育委員会公告式規則の一部改正について・・・・・・・・・・P 2

議案第3号 石狩市立学校施設使用料条例施行規則等の一部改正について  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 3～17

議案第5号 スクールソーシャルワーカー設置に関する規則の一部改正について  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 18

議案第6号 学校給食費について・・・・・・・・・・・・・・・・P 19～20

### <報告事項>

①令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について・・・・・・・・別冊

②能登半島地震 被災地応援プロジェクトの取組状況について・・・・・・・・P 21～22

石 狩 市 教 育 委 員 会



<議案第1号関係>

石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月 日

石狩市教育委員会教育長 西田 正人

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部を改正する規則

石狩市教育委員会行政組織に関する規則（平成13年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（事務分掌）</p> <p>第9条 第3条第1項に定める課の所掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務企画課 略</p> <p>学校教育課 略</p> <p>教育支援課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>子ども相談センター</u>及び関係各機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(9) 略</p> <p>浜益学校教育課 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	<p>（事務分掌）</p> <p>第9条 第3条第1項に定める課の所掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務企画課 略</p> <p>学校教育課 略</p> <p>教育支援課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>こども家庭センター</u>及び関係各機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(9) 略</p> <p>浜益学校教育課 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

<議案第2号関係>

石狩市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月 日

石狩市教育委員会教育長 西田 正人

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

石狩市教育委員会公告式規則（昭和53年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(規則の公布) 第2条 略 2 略 3 規則の公布は、石狩市役所前の掲示場に掲示して行う。	(規則の公布) 第2条 略 2 略 3 規則の公布は、 <u>掲示場（市のホームページに設置した電子掲示板及び石狩市役所前の掲示場をいう。）</u> に掲示して行う。
備考 改正部分は、下線の部分（表の下に下線がある場合は、当該表全部）である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、石狩市公告式条例の一部を改正する条例（令和7年条例第25号）の施行の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の石狩市教育委員会公告式規則の規定は、施行日以後に公布する規則、公表する教育長の定める規程について適用し、施行日前に公布した規則、公表した規程又は行った告示については、なお従前の例による。

<議案第3号関係>

石狩市立学校施設使用料条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月 日

石狩市教育委員会教育長 西田 正人

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市立学校施設使用料条例施行規則等の一部を改正する規則

(石狩市立学校施設使用料条例施行規則の一部改正)

第1条 石狩市立学校施設使用料条例施行規則（平成15年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
項	区分	減免率	項	区分	減免率
1	市が公用で使用する場合	10/10	1	市が公用で使用する場合	10/10
2	市内の社会教育関係団体が本来の活動のために使用する場合	(1) スポーツ少年団、こども会 その他中学生以下の教育を目的とする団体のうち、その構成員の8割以上が中学生以下の団体が使用する場合	2	市内の社会教育関係団体が本来の活動のために使用する場合	(1) スポーツ少年団、こども会 その他中学生以下の教育を目的とする団体のうち、その構成員の8割以上が中学生以下の団体が使用する場合
		(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が別に定める団体が使用する場合			(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が別に定める団体が使用する場合
3	市内の幼稚園、保育所及び認定こども園（市が設置するものを除く。）が教育又は保育活動のために使用する場合	10/10	3	市内の幼稚園、保育所及び認定こども園（市が設置するものを除く。）が教育又は保育活動のために使用する場合	10/10
4	委員会が別に定める福祉関係団体が本来の活動のために使用する場合	5/10	4	委員会が別に定める福祉関係団体が本来の活動のために使用する場合	5/10
5	市内の町内会（自治会を含む。）が本来の活動のために使用する場合	5/10	5	市内の町内会（自治会を含む。）が本来の活動のために使用する場合	5/10
			6	障害者等が使用する場合	(1) 次のいずれかに該当する者 (以下「障害者」という。) (介助者を含む。)が使用する 場合 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
					10/10

					イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者		
					ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者		
					(2) 構成員の半数以上が障害者である団体が使用する場合	5/10	
6	その他委員会が認める場合	(1) 公益性が認められる場合で委員会が別に定めるもの	10/10	7	その他委員会が認める場合	(1) 公益性が認められる場合で委員会が別に定めるもの	10/10
		(2) 前号に掲げるもの以外のもの	5/10			(2) 前号に掲げるもの以外のもの	5/10

備考 改正部分は、下線の部分である。

(石狩市市民図書館条例施行規則の一部改正)

第2条 石狩市市民図書館条例施行規則（平成12年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後				
別表（第14条関係）			別表（第14条関係）				
項	区分	減免率	項	区分	減免率		
1	市又は委員会が主催又は共催で使用する場合	10/10	1	市又は委員会が主催又は共催で使用する場合	10/10		
2	市内に存する学校又は教育機関が教育活動のために使用する場合	10/10	2	市内に存する学校又は教育機関が教育活動のために使用する場合	10/10		
3	市内の社会教育関	(1) スポーツ少年団、こども会その他	10/10	3	市内の社会教育関	(1) スポーツ少年団、こども会その他	10/10

	係団体が使用する 場合	中学生以下の教育を目的とする団体の うち、その構成員の8割以上が中学生 以下の団体が使用する場合			係団体が使用する 場合	中学生以下の教育を目的とする団体の うち、その構成員の8割以上が中学生 以下の団体が使用する場合	
		(2) 前号に掲げるもののほか、委員会 が別に定める団体が使用する場合	5/10			(2) 前号に掲げるもののほか、委員会 が別に定める団体が使用する場合	5/10
4	市内の社会福祉関係団体が使用する場合		5/10	4	市内の社会福祉関係団体が使用する場合		5/10
5	市内の自治会又は町内会が使用する場合		5/10	5	市内の自治会又は町内会が使用する場合		5/10
				6	障害者等が使用する 場合	(1) 次のいずれかに該当する者（以下 「障害者」という。）（介助者を含 む。）が使用する場合 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法 律第283号）第15条第4項の規定に より身体障害者手帳の交付を受け ている者 イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9 月27日厚生省発児第156号）の規定 により療育手帳の交付を受けてい る者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律（昭和25年法律第123 号）第45条第2項の規定により精 神障害者保健福祉手帳の交付を受 けている者	10/10
						(2) 構成員の半数以上が障害者である 団体が使用する場合	5/10
6	その他委員会が認	(1) 公益性が認められる場合で委員会	10/10	7	その他委員会が認	(1) 公益性が認められる場合で委員会	10/10

	める場合	が別に定めるもの			める場合	が別に定めるもの	

別記第4号様式 (第13条関係)

図書館施設使用許可申請書

年 月 日

石狩市教育委員会 様

下記のとおり使用したいので申請します。

申請者 住 所  
 団体名  
 氏 名  
 電 話

※太線部のみ必要事項をご記入ください。

		整理番号				
使用目的	使用人数 人					
使用室名	年 月 日	曜日	午前	午後	午後	夜間
			火～日	水・木・土・日	火・金	水・木
			10:00～ 12:00	12:00～ 17:00	12:00～ 18:00	17:00～ 20:00
使用責任者						
その他特記事項						
目的外使用料 減免申請	(有・無)	上記の使用申請について、次の理由により、目的外使用料の減免を申請いたします。 理由 1 市又は委員会（公用） 2 市内の学校又は教育機関 3 市内中学生以下の教育を目的とする団体 4 3以外の市内社会教育関係団体 5 市内の社会福祉関係団体 6 市内の自治会又は町内会 7 その他（ ）				
プロジェクター使用 (視聴覚ホールのみ)	有・無	使用時間	時間			
目的外 使用料等	目的外使用料	減 免 額	納 付 額			
	円	円	円			
決裁日	年 月 日	減免申請	減免の根拠			
決裁欄	館長	副館長	承認 却下	規則別表 項 号の規定により 免除 減額		

別記第4号様式 (第13条関係)

図書館施設使用許可申請書

年 月 日

石狩市教育委員会 様

下記のとおり使用したいので申請します。

申請者 住 所  
 団体名  
 氏 名  
 電 話

※太線部のみ必要事項をご記入ください。

		整理番号				
使用目的	使用人数 人					
使用室名	年 月 日	曜日	午前	午後	午後	夜間
			火～日	水・木・土・日	火・金	水・木
			10:00～ 12:00	12:00～ 17:00	12:00～ 18:00	17:00～ 20:00
使用責任者						
その他特記事項						
目的外使用料 減免申請	(有・無)	上記の使用申請について、次の理由により、目的外使用料の減免を申請いたします。 理由 1 市又は委員会（公用） 2 市内の学校又は教育機関 3 市内中学生以下の教育を目的とする団体 4 3以外の市内社会教育関係団体 5 市内の社会福祉関係団体 6 市内の自治会又は町内会 7 障害者又は障害者団体 8 その他（ ）				
プロジェクター使用 (視聴覚ホールのみ)	有・無	使用時間	時間			
目的外 使用料等	目的外使用料	減 免 額	納 付 額			
	円	円	円			
決裁日	年 月 日	減免申請	減免の根拠			
決裁欄	館長	副館長	承認 却下	規則別表 項 号の規定により 免除 減額		

別記第5号様式（第13条関係）

(表)  
図書館施設使用許可書

申請者 住所  
団体名  
氏名 様  
電話

整理番号

使用目的	使用人数				人	
使用室名	年月日	曜日	午前	午後	午後	夜間
			火～日	水・木・土・日	火・金	水・木
			10:00～ 12:00	12:00～ 17:00	12:00～ 18:00	17:00～ 20:00
使用責任者						
その他特記事項						
目的外使用料 減免許可	(有・無)	上記の使用申請について、次の理由により、目的外使用料の減免を許可いたします。 理由 1 市又は委員会（公用） 2 市内の学校又は教育機関 3 市内中学生以下の教育を目的とする団体 4 3以外の市内社会教育関係団体 5 市内の社会福祉関係団体 6 市内の自治会又は町内会 7 その他（ ）				
プロジェクター使用 (視聴覚ホールのみ)	有・無	使用時間	時間			
目的外使用料等	目的外使用料	減免額	納付額			
	円	円	円			

地方自治法第238条の4第7項の規定により、上記のとおり施設の使用を許可します。使用に当たっては裏面の事項を守って下さい。

石狩市教育委員会

別記第5号様式（第13条関係）

(表)  
図書館施設使用許可書

申請者 住所  
団体名  
氏名 様  
電話

整理番号

使用目的	使用人数				人	
使用室名	年月日	曜日	午前	午後	午後	夜間
			火～日	水・木・土・日	火・金	水・木
			10:00～ 12:00	12:00～ 17:00	12:00～ 18:00	17:00～ 20:00
使用責任者						
その他特記事項						
目的外使用料 減免許可	(有・無)	上記の使用申請について、次の理由により、目的外使用料の減免を許可いたします。 理由 1 市又は委員会（公用） 2 市内の学校又は教育機関 3 市内中学生以下の教育を目的とする団体 4 3以外の市内社会教育関係団体 5 市内の社会福祉関係団体 6 市内の自治会又は町内会 7 障害者又は障害者団体 8 その他（ ）				
プロジェクター使用 (視聴覚ホールのみ)	有・無	使用時間	時間			
目的外使用料等	目的外使用料	減免額	納付額			
	円	円	円			

地方自治法第238条の4第7項の規定により、上記のとおり施設の使用を許可します。使用に当たっては裏面の事項を守って下さい。

石狩市教育委員会

備考 改正部分は、下線の部分である。

(石狩市公民館条例施行規則の一部改正)

第3条 石狩市公民館条例施行規則（平成3年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改 正 前			改 正 後		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
項	区分	減免率	項	区分	減免率
1	市が公用で使用する場合	10/10	1	市が公用で使用する場合	10/10
2	市内の社会教育関係団体が本来の活動のために使用する場合	(1) スポーツ少年団、子ども会その他中学生以下の教育を目的とする団体のうち、その構成員の8割以上が中学生以下の団体が使用する場合	2	市内の社会教育関係団体が本来の活動のために使用する場合	(1) スポーツ少年団、子ども会その他中学生以下の教育を目的とする団体のうち、その構成員の8割以上が中学生以下の団体が使用する場合
		(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が別に定める団体が使用する場合			(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が別に定める団体が使用する場合
3	市内の幼稚園、保育所及び認定子ども園（市が設置するものを除く。）が教育又は保育活動のために使用する場合	10/10	3	市内の幼稚園、保育所及び認定子ども園（市が設置するものを除く。）が教育又は保育活動のために使用する場合	10/10
4	委員会が別に定める福祉関係団体が本来の活動のために使用する場合	5/10	4	委員会が別に定める福祉関係団体が本来の活動のために使用する場合	5/10
5	市内の町内会（自治会を含む。）が本来の活動のために使用する場合	5/10	5	市内の町内会（自治会を含む。）が本来の活動のために使用する場合	5/10
			6	障害者等が使用する場合	(1) 次のいずれかに該当する者（以下「障害者」という。）（介助者を含む。）が使用する場合 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9

					<u>月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けている者</u> <u>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</u>		
					(2) 構成員の半数以上が障害者である団体が使用する場合	5/10	
6	その他委員会が認める場合	(1) 公益性が認められる場合で委員会が別に定めるもの	10/10	7	その他委員会が認める場合	(1) 公益性が認められる場合で委員会が別に定めるもの	10/10
		(2) 前号に掲げるもの以外のもの	5/10			(2) 前号に掲げるもの以外のもの	5/10
備考 改正部分は、下線の部分である。							

(石狩市ふれあい研修センター条例施行規則の一部改正)

第4条 石狩市ふれあい研修センター条例施行規則(平成6年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
項	区分	減免率	項	区分	減免率
1	市が公用で利用する場合	10/10	1	市が公用で利用する場合	10/10
2	市内の社会教育関係団体が本来の活動のために利用する場合	(1) スポーツ少年団、こども会その他中学生以下の教育を目的とする団体のうち、その構成員の8割以上が中学生以下の団体が利用する場合	2	市内の社会教育関係団体が本来の活動のために利用する場合	(1) スポーツ少年団、こども会その他中学生以下の教育を目的とする団体のうち、その構成員の8割以上が中学生以下の団体が利用する場合
		(2) 前号に掲げるもののほか、教育			(2) 前号に掲げるもののほか、教育
		5/10			5/10

		委員会（以下「委員会」という。） が別に定める団体が利用する場合			委員会（以下「委員会」という。） が別に定める団体が利用する場合	
3	市内の幼稚園、保育所及び認定こども園（市が設置するものを除く。）が教育又は保育活動のために利用する場合	10/10	3	市内の幼稚園、保育所及び認定こども園（市が設置するものを除く。）が教育又は保育活動のために利用する場合	10/10	
4	委員会が別に定める福祉関係団体が本来の活動のために利用する場合	5/10	4	委員会が別に定める福祉関係団体が本来の活動のために利用する場合	5/10	
5	市内の町内会（自治会を含む。）が本来の活動のために利用する場合	5/10	5	市内の町内会（自治会を含む。）が本来の活動のために利用する場合	5/10	
			6	障害者等が使用する場合	<p>(1) 次のいずれかに該当する者（以下「障害者」という。）（介助者を含む。）が使用する場合</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>(2) 構成員の半数以上が障害者である団体が使用する場合</p>	<p>10/10</p> <p>5/10</p>

6	その他指定管理者が認める場合	(1) 公益性が認められる場合で委員会が別に定めるもの	10/10	7	その他指定管理者が認める場合	(1) 公益性が認められる場合で委員会が別に定めるもの	10/10
		(2) 前号に掲げるもの以外のもの	5/10			(2) 前号に掲げるもの以外のもの	5/10
備考 改正部分は、下線の部分である。							

(石狩市美登位創作の家条例施行規則の一部改正)

第5条 石狩市美登位創作の家条例施行規則（平成元年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後				
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）				
項	区分	減免率	項	区分	減免率		
1	市が公用で利用する場合	10/10	1	市が公用で利用する場合	10/10		
2	市内の社会教育関係団体が本来の活動のために利用する場合	(1) スポーツ少年団、こども会その他中学生以下の教育を目的とする団体のうち、その構成員の8割以上が中学生以下の団体が利用する場合	10/10	2	市内の社会教育関係団体が本来の活動のために利用する場合	(1) スポーツ少年団、こども会その他中学生以下の教育を目的とする団体のうち、その構成員の8割以上が中学生以下の団体が利用する場合	10/10
		(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が別に定める団体が利用する場合	5/10			(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が別に定める団体が利用する場合	5/10
3	市内の幼稚園、保育所及び認定こども園（市が設置するものを除く。）が教育又は保育活動のために利用する場合	10/10	3	市内の幼稚園、保育所及び認定こども園（市が設置するものを除く。）が教育又は保育活動のために利用する場合	10/10		
4	委員会が別に定める福祉関係団体が本来の活動のために利用する場合	5/10	4	委員会が別に定める福祉関係団体が本来の活動のために利用する場合	5/10		
5	市内の町内会（自治会を含む。）が本来の活動のために利用する場合	5/10	5	市内の町内会（自治会を含む。）が本来の活動のために利用する場合	5/10		
			6	障害者等が使用する場合	(1) 次のいずれかに該当する者	10/10	

					<p>(以下「障害者」という。)(介助者を含む。)が使用する場合</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>(2) 構成員の半数以上が障害者である団体が使用する場合</p>	5/10	
6	その他委員会が認める場合	(1) 公益性が認められる場合で委員会が別に定めるもの	10/10	7	その他委員会が認める場合	(1) 公益性が認められる場合で委員会が別に定めるもの	10/10
		(2) 前号に掲げるもの以外のもの	5/10			(2) 前号に掲げるもの以外のもの	5/10
備考 改正部分は、下線の部分である。							

(石狩市資料館条例施行規則の一部改正)

第6条 石狩市資料館条例施行規則(平成16年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表(第5条関係)	別表(第5条関係)

項	区分	減免率
1	中学生以下の者を授業等で引率する教職員等	10/10
2	国、地方公共団体等から調査又は視察を目的として入館する者	
3	第4条の規定により入館料の後納を委員会が認める者のうち相当数の入館者が見込まれるもの	2/10
4	15人以上の団体	

項	区分	減免率	
1	市が公用で使用する場合	10/10	
2	中学生以下の者を授業等で引率する教職員等		
3	国、地方公共団体等から公務を目的として入館する者		
4	障害者が使用する 場合	次のいずれかに該当する者（介助者を含む。） が使用する場合 （1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 （2） 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者 （3） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	10/10
5	その他委員会が 認める場合	（1） 公益性が認められる場合で委員会が別に定めるもの （2） 前号に掲げるもの以外のもの	5/10
6	第4条の規定により入館料の後納を委員会が認める者のうち相当数の入館者が見込まれるもの	2/10	
7	15人以上の団体		

別記第3号様式（第5条関係）

資料館入館料減免申請書

年 月 日

石狩市教育委員会 様

申請者 住所  
所属団体名  
代表者名

下記のとおり、入館料の減免を申請します。

施設名	いしかり砂丘の風資料館・石狩市はまます郷土資料館		
入館日	年 月 日		
減免対象者氏名 (団体の場合は代表者名)	人数	人	
減免理由	石狩市資料館条例施行規則別表 第1項・第2項・第3項・第4項		
備考			

審査の結果	承認
	不承認

決	課	長	主	査	担	当
裁						

備考 改正部分は、下線の部分（表及び様式の下に下線がある場合は、当該表及び様式の全部）である。

別記第3号様式（第5条関係）

資料館入館料減免申請書

年 月 日

石狩市教育委員会 様

申請者 住所  
氏名（所属団体名/代表者名）

連絡先

下記のとおり、入館料の減免を申請します。

施設名	いしかり砂丘の風資料館・石狩市はまます郷土資料館			
入館日	年 月 日			
減免対象者氏名 (団体の場合は代表の方)	人数	人		
減免理由	石狩市資料館条例施行規則別表			
	第1項	市が公用で使用する場合		
	第2項	中学生以下の者を授業等で引率する教職員等		
	第3項	国、地方公共団体等から公務を目的として入館する者		
	第4項	身体障がい者等（介助者含む。）が使用する場合		
	第5項	その他委員会が認める場合	(1) 公益性が認められる場合で委員会が別に定めるもの (2) 前号に掲げるもの以外のもの	
	第6項	第4条の規定により入館料の後納を委員会が認める者のうち相当数の入館者が見込まれるもの		
第7項	15人以上の団体			
備考				

審査の結果	承認
	不承認

決			
裁			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の石狩市立学校施設使用料条例施行規則等の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料又は利用に係る利用料金（以下「使用料等」という。）の減免について適用し、同日前の使用料等の減免については、なお従前の例による。

<議案第5号関係>

スクールソーシャルワーカー設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月 日

石狩市教育委員会教育長 西田 正人

石狩市教育委員会規則第 号

スクールソーシャルワーカー設置に関する規則の一部を改正する規則

スクールソーシャルワーカー設置に関する規則（令和5年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(給与) 第5条 スクールソーシャルワーカーの基本報酬の額は、 <u>月額239,700円</u> とする。 2 略	(給与) 第5条 スクールソーシャルワーカーの基本報酬の額は、 <u>月額247,200円</u> とする。 2 略
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和 8 年 4 月 日

石狩市立小中学校及び義務教育学校  
児童及び生徒の保護者 様

石狩市教育委員会 学校教育部学校給食センター

令和 8 年度の学校給食費について

日頃より学校給食の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、本市では、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、保護者負担となる学校給食費は国の交付金等を財源として活用し、令和 4 年度以降値上げをせず、据置きしてきました。

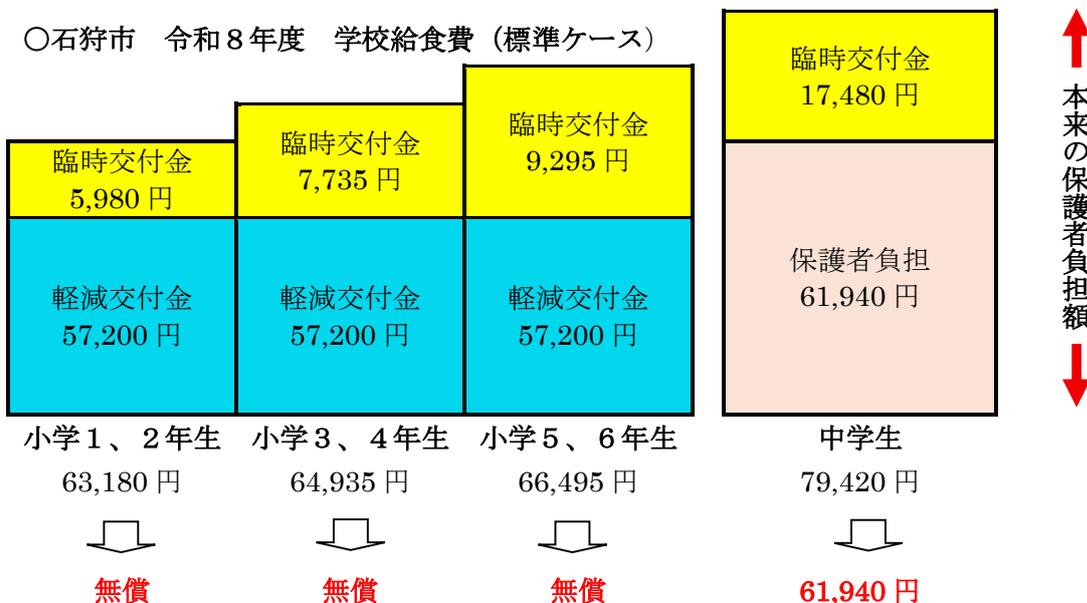
今年度より、小学校の給食費については、国が抜本的な負担軽減措置 **（給食費負担軽減交付金）** を行うこととなったことから、本市としては、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 **（臨時交付金）**」も活用して、

**令和 8 年度は 小学校の給食費を無償** とし、また、

**中学校の給食費も据え置き、値上げは行わない** ことといたしました。

なお、中学校の食数及び給食費負担額は、各学校・学年により異なりますので、例年 5 月に学校を通じて、ご家庭に連絡を差し上げております。口座振替（5 月末から翌年 3 月末の 11 回）により納付していただくこととなりますので、準備方よろしくお願ひします。

○石狩市 令和 8 年度 学校給食費（標準ケース）



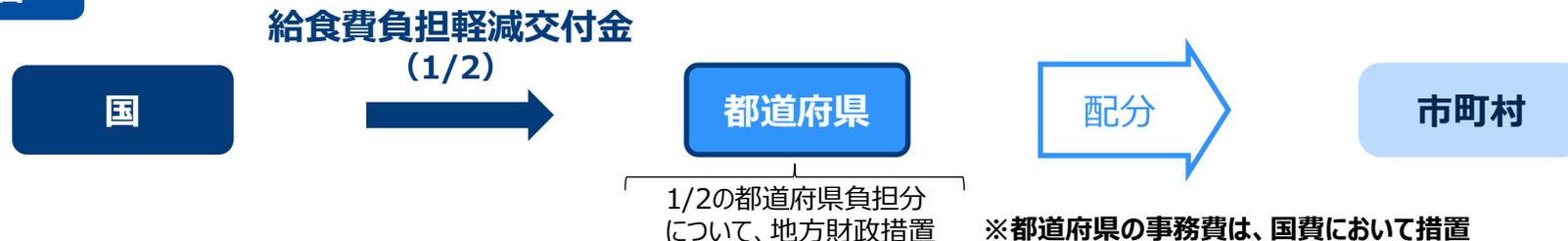
（ 学校給食センター 給食担当 TEL 6 2 - 8 0 1 5  
E-mail : [kyuusyoku@city.ishikari.hokkaido.jp](mailto:kyuusyoku@city.ishikari.hokkaido.jp) ）

# 学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）



子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、各般の合意等（★）に基づき、学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」を創設し、都道府県に対し交付する。（※個人ではなく、自治体向けの支援策）

## 事業内容



### ● 小学校段階(公立)の学校給食に係る食材費を支援（国1/2、都道府県1/2）

● 支援額(※1)： 給食実施校の在籍児童数(※2) × 基準額(※3) × 11か月 × 1/2

- ※1：特別支援学校小学部においては、特別支援教育就学奨励費負担金を優先し、同負担金による支援が基準額に満たない場合、基準額との差額を支援
- ※2：毎年5月1日現在。また、生活保護の教育扶助、要保護児童に該当する児童を除く。
- ※3：都道府県からの申請が、右記の額を下回る場合には、その金額

● 基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き、保護者から徴収可能（特色ある給食の提供に係る各省関係事業等も柔軟に活用可能）

● 非喫食者の取扱いについては、学校設置者の判断に委ねる（※交付金については、非喫食者も含めた在籍児童数で算定。）

### ● 基準額

基準額	小学校・義務教育学校前期課程	特別支援学校小学部
完全給食	5,200円	6,200円
補食給食	4,800円	5,800円
ミルク給食	1,200円	1,200円

完全給食：パン又は米飯等＋ミルク＋おかず  
 補食給食：ミルク＋おかず  
 ミルク給食：ミルクのみ

（基準額の考え方）

令和5年度学校給食費調査の全国平均（完全給食の場合、小学校で4,688円）に、近年の物価動向を加味して設定

- ★ 「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」（令和7年2月25日）
- ★ 「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について」（令和7年12月18日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）
- ★ 三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について（令和7年12月19日 文部科学省・総務省・財務省）

<報告事項②関係>

■能登半島地震 被災地応援プロジェクトの取組状況について

取組み概要

名取市図書館友の会「なとと」主催による募金箱の設置や、チャリティイベントを通じて得た募金により、被災地の図書館に地元新聞店・書店を通じて、必要とされている新聞・雑誌を寄贈する

取組み範囲

石狩市民図書館、名取市図書館

取組み内容

募金活動期間：令和7年11月16日（日）～令和8年3月15日（日）

寄 贈 先：輪島市立図書館、珠洲市民図書館、志賀町立図書館

目 標 金 額：204,000円

（内訳 新聞 144,000円（1紙×4,000円/月×12カ月×3館）  
雑誌 60,000円（2誌×10,000円/年×3館）

※新聞・雑誌の寄贈開始は、令和8年4月から予定

【イベント実施状況と募金額】

実施日	イベント名	募金額
令和7年11月16日	大人の図書館「JAZZ NIGHT」（イベント内で募金呼びかけ）	12,135
令和7年12月21日	こころぼかぼかプログラミング&ボドゲの日 プログラミング（38名）、ボドゲ（44名）、ホットワイン等販売	7,205
令和8年1月11日	こころ和むお抹茶たて体験（75名） ふるまい甘酒販売（66杯）	11,863
令和8年1月25日	開運！ぶっくん神社（1/4～1/25）（ぶっくんしおり 171枚） ぶっくん絵馬コーナーも設置（192枚）	15,851
令和8年2月11日	石狩を懐かしむ映像上映会 （2/11）いしかり川渡船、いしかり～石狩町開基300年（71名） （2/25）ニュース映像にみる石狩の今昔（47名）	45,044
令和8年2月14日	チャリティコンサート（2/14）フルートとピアノ（85名） チョコレートドリンク販売（30杯）	19,759
令和8年3月14日	パンとお菓子のSpringマルシェ（650名） パン屋売上10%（58,696円）募金（7,528円）	65,834
令和8年3月15日	閲覧室内募金箱（11/16～3/15）	74,274
石狩市民図書館の募金総額		251,965

石狩市民図書館 251,965

名取市図書館友の会・なとと 108,443

募金総額 360,408

12/21 10:00-15:00  
石狩市民図書館  
石狩市花川北7-1-6

能登半島地震被災地応援プロジェクト

# こころぽかぽか プログラミング& ボードゲの日

参加無料

能登半島地震で被災された図書館を応援するため、友好図書館である名取市図書館の市民ボランティア団体「友の会」などと、のちに同じく実施するものです。2025.12.15まで募金活動を行い、集まった募金で、被災地の地元新聞、書店を通じて、被災地の珠洲市図書館、輪島市図書館、志賀町立図書館に新聞・雑誌を寄贈します。

ボードゲーム体験  
図書館にあるボードゲームで遊ぼう！お酒を飲みながらボードゲームを遊べます！

プログラミング体験  
～クリスマスの絵柄エルブと遊ぼう！～  
パズル型教育ロボット「KUBO」を使ったプログラミング体験！  
協力：NECソリューションイノベータ

喫茶コーナー  
チャリティ飲食販売  
販売時間 11:00～15:00  
あったか飲み物でほっこり！ホットココアやホットワイン、熱湯、みそおでん等を販売！売上の一部を募金します。

主催 石狩市教育委員会 石狩市民図書館 ☎0133-72-2000

能登半島地震被災地応援プロジェクト第2弾

# こころ和む お抹茶たて体験

令和8年 1月11日 11:00-14:00  
場所 石狩市民図書館  
石狩市花川北7-1-6

対象 小さいお子さんから大人の方までどなたでも参加できます

費用 100円(全額募金)

所要時間10分程度 申込不要(随時体験)

「和洋菓子のなごむら」が、お菓子を販売！  
税額など、一踏にどうぞ！

ふるまい甘酒  
を喫茶コーナーにて販売します  
※売上の一部を募金します

1月10日 11:00-15:00

小さいお子さんも飲める甘酒です。甘酒を飲んでお正月気分を味わいませんか？

開運！  
ぶっくん神社  
チャリティー  
1月4日(日)～25日(日)  
エントランスホールに「ぶっくん神社」が登場！  
募金箱にお気持ちを投入していただいた方へ、「名言付き黄金のぶっくんしおり」をプレゼント！

主催 石狩市教育委員会 石狩市民図書館 ☎0133-72-2000

あの頃の思い出がよみがえる——

能登半島地震被災地応援プロジェクト第3弾

# 石狩を懐かしむ 映像上映会

石狩河口

映像でよみがえる、あの頃の石狩  
石狩川渡船、新札幌団地、夷戸ハイランド、石狩湾新港開港など昔の石狩の映像を上映します

2.11 11:00-12:00 「いしかり川渡船」「いしかり～石狩開港300年」

2.25 11:00-12:00 「ニュース映像にみる石狩の今昔」

※事前申込不要・入場無料。チャリティ会へのご協力をお願いします 問合せ 石狩市民図書館 ☎0133-72-2000

能登半島地震被災地応援プロジェクト第3弾

# チャリティー コンサート

Valentine concert  
入場無料

フルートとピアノで贈る、心あたたまるひととき

2026. 2.14 土 開演 11:40  
開場 11:00  
石狩市民図書館  
(〒061-3217 石狩市花川北7-1-6)

出演者  
石狩市民吹奏楽団  
フルート&ピアノトリオ  
凜音 りおん

演奏曲目  
とらぎのトコロ / めいこバネ / パート・オブ・ユア・ワールド / アダージョ / デ・シ・パル / めいおのソング / ぼんぼり / まなひつ / 風雲～あすのチヤ～ / 真珠のドア～Stay With Me

※チャリティ募金へのご協力をお願いいたします！  
主催 石狩市教育委員会 石狩市民図書館 ☎0133-72-2000

# 能登半島地震被災地応援プロジェクト イベントポスター



能登半島地震被災地応援プロジェクト  
想いを繋ぐ最終章

石狩市民図書館

# パンとおかしの Spring マルシェ

3/14 土 10:00 ~ 15:00

会場 石狩市民図書館

主催 石狩市教育委員会 石狩市民図書館 ☎0133-72-2000

パンブース  
●ベーカリーショップこむぎっこ ●デニッシュ ●飛鳥農場 ●ななや  
●パン菓子工房パーケリー ●パン屋トムトイ ●わがまま農園Cafe  
●和洋菓子のなごむら

おかしブース  
●a.cake ●飛鳥農場 ●ななや  
●パン屋トムトイ ●わがまま農園Cafe  
●和洋菓子のなごむら

※なくなり次第終了。売り上げの一部を募金します！  
石狩市民図書館 Instagram

おみせしょうがい

<p>アケイク a.cake</p> <p>主な販売商品 クレープ、チュロス マフィン、メロンケーキ ルベン(マシュマロ)クッキー</p>	<p>飛鳥農場</p> <p>主な販売商品 カットシフォン (プレーン・紅茶) ホールシフォン各種</p>
<p>デニッシュ</p> <p>主な販売商品 ハムタコスサンドウィッチ、 ポテトチーズ、細切フランス、 ビーフステーキチーズ、くるみパン</p>	<p>ななや</p> <p>主な販売商品 ガトー・オ・ショコラ ハマナスルビーチョコ、 サブリ・ショコラ、 ピントゥパ・チョコ</p>
<p>パン菓子工房 パーケリー</p> <p>主な販売商品 ノア、ポドパン、 チョコマール、カシューナッツ チョコクワッザン</p>	<p>パン屋トムトイ</p> <p>主な販売商品 イベント限定！ チョコの米粉クッキー、 ホワイトチョコイチゴの お米パンナスク、 ホワイトチョコのデニッシュラスク</p>
<p>ベーカリーショップ こむぎっこ</p> <p>主な販売商品 新商品！りんごデニッシュ 焼きそばパン、アチロワッザン、 メロンパン、あんパン、角食</p>	<p>わがまま農園Cafe</p> <p>主な販売商品 パウンドケーキ、 クッキー-数種類</p>

※商品は変更となる場合があります

このプロジェクトは、能登半島地震で被災された図書館を応援するため、友好図書館である名取市図書館の市民ボランティア団体「友の会」などと、のちに同じく実施するものです。今年、被災地で図書館が被災し、活動が難しくなっています。被災地の地元新聞、書店を通じて、被災地の珠洲市図書館、輪島市図書館、志賀町立図書館に新聞・雑誌を寄贈します。

主催 石狩市教育委員会 石狩市民図書館 ☎0133-72-2000